

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和7年9月29日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	4番 井上 富夫	5番 大西 善郎	6番 小川 佳
	7番 海山 貞佳	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男
	10番 里見 廣治	12番 高田 吉敏	13番 竹村 昇
	14番 中井 弘	15番 西川 公昭	16番 西川 美鈴
	18番 林 博子	19番 藤江 厚子	20番 向 栄治

欠席委員 11番 杉本 英昭 17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について	2件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	3件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業)	2件
④ 使用貸借解約について	1件
⑤ 地目照会について	2件

事務局長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから令和7年9月の農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。進行につきましては大西会長よりお願いいたします。

大西会長 はい。では、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、2番 石園委員さん、3番 稲木委員さんをお願いいたします。
それではこれより、議案に基づき議事に入ります。

 『議案第1号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

石園委員 2番。申請人は、昭和55年に申請地の西側に隣接する宅地に居宅を建築し、居住していましたが、平成14年に息子夫婦が同じ宅地内に居宅を建築したことにより、車の駐車スペースが無くなったため、申請地を駐車場として利用していました。
今回、申請地の東側に隣接する農地に孫夫婦が居宅を建築するため、農地転用の許可申請を行おうとしたところ、農地法上の手続きが行われていないことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。
事業計画では、土間コンクリートが打設され、すでに駐車場として利用しているため、新たな土砂等の搬入はありません。
排水については、雨水のみであり南側に面している道路側溝に勾配を取り排水することについて、地元水利組合の同意を得ています。
周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、立道駅から北へ約460mに位置しており、市街化調整区域内の第2種農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。
また、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号１番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号１番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第１号』については全てご審議いただきました。

 次に、『議案第２号』農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <２．農地法第５条の規定による許可申請について　３件>
 ・申請番号１～３について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号１番について、この案件を担当した委員は私ですので説明させていただきます。

 譲受人は申請地の隣接地に居住していますけれども、その宅地の所有者は譲渡人であり、今回、譲渡人から居住している住宅を譲り受けると同時に、申請地も駐車場として譲り受けることとなったため、今回の申請になりました。
事業計画では、砂利を敷き舗装はせず、現状のまま利用するため、新たな工事を行う予定はないそうです。
排水については、雨水のみであり、自然浸透処理をするということにしております、地元水利組合の同意も得ております。
周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えております。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、碁ノ浦漁港から南東へ約２００mに位置しており、市街化調整区域内の１０ha未満の広がり無し第２種農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外申請がなされており、その手続きが完了しています。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号１番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号１番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号２番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

事務局係長 担当委員さんから欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。
借人の子が、親の近くに住むことで実家の家族の面倒をみたり、農作業の手

伝いができるようになると思ったため、借人の住宅に転入しました。そのため借人の家族が増え、現在の住宅では手狭になったことから、今回の申請となりました。

事業計画では、建築面積176.79㎡の木造2階建て住宅の建築工事を予定しています。

取水について、既存の水道管に接続し取水します。

排水については、汚水は合併浄化槽を経由し、雨水と一緒に集水桝から、申請地南側の水路に放流することとしており、地元水利組合の同意も得ています。周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、明治橋から北西へ約130mに位置しており、市街化調整区域内の農業公共投資完了後8年以内の甲種農地に該当します。

甲種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。ただし、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。」に該当しており、許可することができます。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外申請がなされており、その手続きが完了しています。

また今回の申請については、農家住宅であるため、都市計画法の開発許可は不要ですが、適合証明が必要であり、農地法許可申請と平行して適切に適合証明申請手続きが進められております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。
申請番号2番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見ををお願いいたします。

石園委員

2番。借人は、アパートで家族と生活していますが、昨年、子供が生まれ、家族が増えたことにより、現住居では手狭になってきており持ち家を構えたいと考えていました。

実家の隣接地である申請地であれば、家族の協力も得やすく、新しい住宅の建築地として最適であると思ったため、今回の申請となりました。

事業計画では、取水について、既存の水道管に接続し取水します。排水については、合併処理浄化槽を経由したのちに南側道路側溝へ排水することとしており、地元用水組合の同意を得ています。

周辺農地への防除措置として東側との境界にコンクリート壁を新設し、隣地に影響を与えないようにします。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、立道駅から北へ約460mに位置しており、市街化調整区域内の第2種農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外申請がなされており、その手続きが完了しています。
また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。
他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号3番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。

 続きまして、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての審議に入ります。
事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 2件>
 ・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を求めます。

里見委員 10番。申請者は大麻町で水稻を1.5haほど生産する農家です。
相続にあたり、兄弟で農地を分けて相続することになりました。申請地は水稻や蓮根が栽培されています。
引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えています。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認いたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見ををお願いいたします。

里見委員 10番。申請者は大麻町で蓮根を生産する認定農業者です。
相続にあたり、兄弟で農地を分けて相続することになりました。申請地は水

稲や蓮根等が栽培されています。

引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号2番について採決いたします。

承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認といたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

<4. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 2件>

大西会長

ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり意見なしとする回答にご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

それでは、『議案第4号』については意見なしと回答することといたします。

以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

続きまして、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長

<5. 報告事項 13件>

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件

② 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 3件

③ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農地中間管理事業) 2件

④ 使用貸借解約について 1件

⑤ 地目照会について 2件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。

事務局はありませんか。

事務局 ありません。

大西会長 無いようでございますので、これをもちまして令和7年9月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時32分
令和7年9月29日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 石園 順市

議事録署名者 稲木 伸顕